

それ、違反ですよ!!

バスの後方にある車両は、
合図を出したバスの進路を
妨げてはいけません。

No~!



ブーン



発車...します...



ご注意ください

無理な割り込みを
されると、急ブレーキ
によりお客様が
転倒し、大ケガに
つながることが
あります。

道路交通法第31条の2では、停留所で停車している
路線バスが発進合図を出した時、その後方にある車両は
路線バスの進路の変更を妨げてはならないことが定められています。

反則金(普通車の場合) 6,000円 違反点数1点

**定時運行・車内事故防止に
ご協力をお願いいたします。**